

10 農林水産省(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
100010	オオクチバスの飼養、保管、運搬、引受、購入等の禁止の緩和	特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律第4条、第5条、第8条	1 オオクチバスは、我が国の生態系及び漁業に被害をもたらすことから、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号 以下、「法」という。)に基づき、法施行時の平成17年6月から特定外来生物に指定されている。 2 特定外来生物は、飼養等(飼養、保管、運搬)、譲渡し等(譲渡若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り)等が禁止されており、法及び主務省令で定める目的及び基準に適合し、主務大臣(オオクチバスについては環境大臣及び農林水産大臣)の許可を得なければ飼養等をしてはならないこととされている。(法第4条、第5条及び第8条)。 3 なお、オオクチバスの指定時に既に漁業法に基づく漁業権が設定されている湖については、「第5種共同漁業権に係る特例」として、飼養等の基準等を別途定め、一定の条件の下での飼養を認めている。	池原ダム湖をバス釣り場として運営していくには、新たにバスの成魚を放流していかなければなりません。その為にはオオクチバスの保管、運搬等が必要になること、又、オオクチバスの譲渡(引受購入等)等も必要になる為、この禁止措置の緩和をお願いしたい。	当過疎地域(下北山村・上北山村)に年間1.5~1.8万人の釣り人が全国から訪れ、地場産業の少ない地域に及ぼす経済的波及効果は年間約6億円と推定され、非常に大きなものとなっております。このバス釣りが減少、衰退するとそのマイナス影響は目に見えております。従い、地域活性化や経済効果に貢献しているバス釣り場を今後とも維持、継続していく為にオオクチバスの放流を行ない、バス釣り場として運営できるようにしたい。	「外来生物法」が施行され、今後のバス釣り客の減少の影響を危惧しており、当池原ダム湖でのバス釣り場として定期的な放流等が出来なくなり、結果バス釣り場として成り立たなくなる事が予想される為。 今後、地元警察、広域消防等の協力のもと、ダム湖における清掃、安全確保、湖面監視、水難防止等に努める。	C		特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律は、生態系及び農林水産業に被害をもたらす侵略的な外来生物については、その輸入や飼養、運搬さらには放つこと等を全国一律に規制し、あわせて野外に定着した個体の防除を推進することによってその被害の防止を図ることを目的としている。 オオクチバスは、生態系、農林水産業に甚大な被害をもたらす典型的な生物として法施行時から特定外来生物に指定された生物であり、自然環境下での放流を前提とした飼養、保管、運搬、引受、購入等の禁止を緩和することは上記の本法の趣旨から認められない。 なお、指定時に既に漁業権が設定されていた4つの湖(河口湖、芦ノ湖、山中湖、西湖)については、既得の権利の保護及び漁業法に基づく(義務の履行との整合を図る観点から一定の条件の下での飼養を認めているものであり、これを他の水域に新たに適用することは外来生物法の趣旨そのものに反する。	池原ダムは外来生物法の指定以前からブラックバス釣りの盛んな地域であり、関連する貸船業者、旅館などブラックバス釣りによる地域振興が住民が多く、指定時に漁業権を持っていたことを根拠に権利保護が措置された既存の4湖と事情が変わるものではない。揚水式ダムであり閉鎖性が強い本地域のような場合に限り、特例を認めても良いのではないかと、右提案者意見を踏まえ、回答されたい。	池原ダムは日本有数のバス釣り場のメッカであり、隣接する宿泊施設、スポーツ施設等は村民にも広く利用されている。他府県から多くの観光客も訪れ、バス釣客の地元と与える経済効果は、将来の事業継続の大きな要因である。池原ダムは下流域の七色ダムとの間で水を循環する発電用揚水式ダムであり、湖水は、発電時に発電用タービンを通過するが増水時に水勢をブロックする110m下の調整池コンクリート壁に当てた後でしか流出せず、生きて魚がダムを出ることは困難である等、一般的な河川のダムとは異なる。閉鎖性の強いダムでブラックバスを放流してもダムに留まり、御懸念される魚の拡散等の被害や悪影響を及ぼすことはないと考え、	1019010	下北山村漁業協同組合、上北山村漁業協同組合	農林水産省 環境省
100020	池原ダム湖におけるオオクチバスの第5種共同漁業権魚種に認定する。	漁業法第11条第6項に基づく農林水産大臣の指示	1 第五種共同漁業権(主に内水面において営む漁業で、許可の条件として、増殖に適した水面であること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要。)については、都道府県知事が漁場計画を樹立し、対象魚種、漁場等を指定して、免許している。 2 オオクチバスについては、漁業法第11条第6項に基づく農林水産大臣の指示により、当分の間、漁業権の対象とならないこととされている。 3 また、オオクチバスは、「特定外来生物」に指定され、飼養(飼養、保管、運搬)、譲渡(譲渡、譲受け、引渡し、引取り)等が禁止されている。	現在、日本国内で認可されている湖が関東に4湖あります。関西には認可されている湖はありません。認可されている4湖と同様な条件を満たせば第5種共同漁業権認定をこの関西の池原ダムに設定して頂きたい。	当過疎地域(下北山村・上北山村)に年間1.5~1.8万人の釣り人が全国から訪れ、地場産業の少ない地域に及ぼす経済的波及効果は年間約6億円と推定され、非常に大きなものとなっております。このバス釣りが減少、衰退するとそのマイナス影響は目に見えております。従い、地域活性化や経済効果に貢献しているバス釣り場を今後とも維持、継続していく為にオオクチバスの放流を行ない、バス釣り場として運営できるようにしたい。	第5種共同漁業権を取得する事により今後は地元警察、広域消防等の協力のもと、ダム湖における清掃、安全確保、湖面監視、水難防止等に努める。	C		オオクチバスを第五種共同漁業権の対象とすることは、生態系及び農林水産業に被害をもたらす侵略的な外来生物の輸入、飼養、運搬、放流等を全国一律に規制し、併せて野外に定着した個体の防除を推進することによって、外来生物による被害の防止を図るという方針(「新・生物多様性国家戦略」、「水産基本計画」、「外来生物法」)に反することとなるため、認めることはできない。	池原ダムは外来生物法の指定以前からブラックバス釣りの盛んな地域であり、関連する貸船業者、旅館などブラックバス釣りによる地域振興が住民が多く、指定時に漁業権を持っていたことを根拠に権利保護が措置された既存の4湖と事情が変わるものではない。揚水式ダムであり閉鎖性が強い本地域のような場合に限り、特例を認めても良いのではないかと、	1019020	下北山村漁業協同組合、上北山村漁業協同組合	農林水産省	
100030	輸入粗飼料(稲わらサイレーン)の規制緩和	植物防疫法 家畜伝染病予防法	日本に輸入される稲わらについては、植物防疫法及び家畜伝染病予防法により規制。 (1)植物防疫法 植物防疫法第7条第1項、植物防疫法施行規則第9条、同規則別表2、農林水産省告示(中国産稲わら量床に係る農林水産大臣が定める基準)の規定により、朝鮮半島及び台湾を除く地域からの稲わらの輸入が禁止されているが、中国から輸入される稲わらについては、蒸熱処理施設において、飽和蒸気を用いて温度を86℃とし、その温度以上で4分間以上の消毒を行ったものに限り、輸入が認められている。 (2)家畜伝染病予防法 家畜伝染病予防法第36条の規定により、同法施行規則第43条の表の地域から輸入される「穀物のわら(飼料用以外の用途に供するために加工し、又は調整したものを除く)及び飼料用の乾草」については、農林水産大臣が指定する施設で国際獣疫事務局(OIE)の基準に基づき、農林水産大臣の定める基準(100℃以上の蒸気により、当該わら及び乾草の温度を10分間以上80℃以上に保つ、18℃以上の密閉容器内でホルマリン消毒を実施(梱包されたわらにあつては、真空装置を使用し、ホルマリン消毒を実施))に従って消毒されたものを除き輸入が禁止されている。 中国については、口蹄疫の浄清性が確認されていないため、農林水産大臣が指定する施設において、規定の加熱消毒が行われたものについて、輸入が可能となっている。ただし、現在、輸入のための遵守条件を日中当局間で協議中であり、実質的に輸入停止中である。	現行法で粗飼料として輸入されている稲わらは、口蹄疫及び稲の病害虫侵入防止のため、中国大連市で指定されている蒸熱施設で処理されているのみ輸入が許可されている。 しかし、2005年5月28日付で輸入一時停止措置が発動され、稲わらの供給が中断し、鹿児島県の肉用牛経営に多大な影響を及ぼしている。稲わらを熱湯処理し、サイレーン加工すると口蹄疫及び稲の病害虫侵入は防止できるので、世界各地からの稲わら輸入の規制を緩和する。	・鹿児島県は、全国有数の畜産県で黒毛和牛の飼養頭数は全国の19.3%を占め、全国1位である。安全・安心・美味な「鹿児島黒牛」の特長は、稲わら多給により、肉質、香り、風味を作って、地域ブランドとして高い評価を得ている。・上質な牛肉づくり及び経営安定のためには規制緩和により世界各地から不安なく、稲わらが安定供給できる方策を確立することが必須である。添付資料(二)の資料1、資料2参照 ・肉用牛経営の競争力強化のためには、稲わらの安定供給とコスト削減が重要な課題である。稲わらの輸入方法及び地域が広くない場合、地域間競争が激化し、価格が下がることも期待できる。添付資料(三)の5、「稲わらサイレーンのコスト削減効果」参照	・鹿児島県輸入粗飼料利用協議会は、県内の大規模肉用牛経営事業者が中心となり、2005年7月に結成し、活動を実施した。添付資料(三)(五)参照 ・大規模肉用牛事業者の経営安定及び規模拡大のためには、輸入粗飼料に依存することが不可欠であり、下記の代替措置を提案する。 代替措置 具体的には、現行法で規定される条件以外の方法、すなわち ・稲わらをサイレーン加工することで、PH4.0前後になり、口蹄疫は不活化、死滅するため侵入防止ができる。 ・稲わら原料を90度前後で、5分~10分間程度の熱湯消毒処理をすれば、イネの病害虫は死滅する。 ・トレーサビリティの確立により、情報開示、リスク管理が可能であり、検査官の立合は不要である。提案が認定されると、鹿児島県志布志港、又は、中国吉林省のいずれかに稲わらサイレーン工場の建設を検討する。添付資料(六)参照	C		(1)植物防疫の観点 提案にある処理方法については、病害虫の侵入・まん延防止が確実に図られることが技術的に確認されず、病害虫の侵入及びまん延のおそれがあることから、認めることはできない。 (2)家畜衛生の観点 提案にある処理方法については、口蹄疫ウィルスを適切に不活化させることができる方法としてOIEの基準に基づき、農林水産大臣が定める基準に合致しておらず、口蹄疫の発生及びまん延のおそれがあることから、認めることはできない。	提案者にとり、稲ワラの確保が喫緊の課題であることにかんがみ、提案に対して認められないとするだけではなく、どのように稲わらの安定供給を実現するのか、右提案者意見と併せて検討し、回答されたい。	わらの安定供給対策として、稲わらサイレーン提案したが、農水省の回答では、長期にわたる専門的知識を必要とし、緊急対応は困難と認められる。しかし稲わらの供給については、緊急対応を求めており、提案に対し困難とだけでなく、その円滑な供給を図るための打開策を提示してもらいたい。問題であるのは、2005年5月28日付けの稲わらの輸入一時停止措置であり、一刻も早い解除が必要である。輸入再開のための協議が行われているのは承知しているが、いつ再開できるのか、既存の指定施設で再開条件が整わないのであれば、例えば新規業者の参入を認めるなどの環境整備も含め、今後の輸入再開までの見通しを示して欲しい。	1036010	鹿児島県輸入粗飼料利用協議会	農林水産省
100040	国庫補助事業により取得した漁港施設用地のうち低利用または季節により遊休化する用地の弾力的な利用の可能化	漁港漁場整備法第37条第1項 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	国庫補助事業により整備される漁港施設用地は、漁業活動という特定の目的に供するために整備された公共施設用地であり、利用に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、各府省庁の長の承認を受けず、その交付の目的に反して使用してはならないこととなっている。 また、漁港施設の処分にあたっては、漁港漁場整備法第37条第1項の規定により、漁港管理者の許可を受けなければならないとされている。	国庫補助事業により取得した漁港施設用地のうち、漁業者の減少や漁業技術の進歩による漁業施設用地の需要減少にともない低利用または季節により遊休化する用地について、利用計画以外の施設整備に利用できるように弾力的な利用を可能とする。	漁業従事者の減少や漁業技術の進歩により国庫補助事業により取得した漁港施設用地の未利用・低利用がみられ、用地の有効活用が望まれているところである。 一方、漁業集落においては住宅が密集しており、地方都市にみられるマイカー人口の急速な増加により十分な駐車場が確保できないため路上駐車が発生し、緊急車両等の通行に支障をきたすケースが出ている。 そこで、低利用・遊休用地となっている用地について、本来の目的を妨げない範囲で漁港関係者以外の駐車場として活用できるよう規制を緩和する。	漁業従事者の減少や漁業技術の進歩により国庫補助事業により取得した財産については、適正化法第22条に基づき財産処分の承認申請をすることにより、申請について個別事案毎に審査し、事情やむを得ないと判断されるものについては、条件を付して目的外使用等を承認することとしている。 また、漁港漁場整備法第37条第1項において、漁港施設の所有者又は占有者は、漁港管理者の許可を受けなければ、当該漁港施設の形質若しくは所在の場所の変更、譲渡、賃貸又は収去その他の処分をしてはならないとされているが、条文の趣旨から考えて、漁港の機能に影響を及ぼす恐れがない場合においては、許可されるものとする。	D		右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	提案は、当該漁業集落が住宅密集地域であり近年の車社会の進展に伴い駐車場が物理的に不足している問題を解消するため、漁港施設用地における有料市営駐車場の設置を可能にするものである。駐車場問題については地元漁業地域からの要望も強く対応に苦慮している。 そこで、「国庫補助事業により取得した漁港施設用地の有効利用について(平成13年10月1日13水港第2558号水産庁漁港漁場整備部長通知)」の(3)「公共用又は公用施設(水産業及び漁業地域の振興を図る施設)」に、「漁業地域住民の生活環境の向上を図る施設」を追加し、漁業地域住民のための市営駐車場として有効利用できるよう規制緩和をお願いするものである。	1047010	萩市	農林水産省	

10 農林水産省(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
100050	再開発の従後資産管理における農業協同組合所有資産の賃貸に対する特例	農業協同組合法第10条	農協が自己の保有する資産(不動産)を管理するために、当該資産を第三者に賃貸することは附帯事業として可能。	市町村の上位計画等に基づき実施される市街地再開発事業区域内に、従前で資産を有する農業協同組合が、再開発の実施により従後資産となる資産のうち、自己使用分以外の部分については、市町村の定める都市計画・まちづくり関連計画(都市利便施設・都市福祉施設等)に定めた用途に限り賃貸を認める。	柏駅東口D街区第一種市街地再開発事業は、都市再生緊急整備地域内にあり、複合的都市機能の導入と歩行者交通機能の整備を一体的に実施することにより、中心市街地活性化を促す先導的事業として位置づけられている。整備する施設は、図書館・クリニックモール及び商業・駐車場を予定している。これは、まちづくり三法見直しの目的多様な都市機能の集約(中心市街地活性化法) 大型商業施設促進(大店立地法) 公共的施設誘導(都市計画法)に基づくものであり、公益的サービス導入は都心居住機能を、駐車場は来街機会増加を促し中心市街地の活性化と周辺への波及が期待できるものである。	現状の規制では、JA柏市の従前資産を権利変換で再開発事業後の従後資産(不動産)に置き換える場合、自己使用分以外の部分を賃貸することができないため資産を売却処分せざるを得ない。JA柏市の組合員は、当該地区における資産の継続保有を希望しており、資産売却を伴う事業への協力について同意を得ることが困難であるため、再開発事業の推進に支障を来している。一方、街中での公益的サービスは利便性が高い反面、土地(床)価格が高く、その取得を求めるとは事業者(保留床取得者)の大きな負担となるため、当該計画で予定する施設及び事業者(図書館/柏市)が円滑な施設利用を行なえるよう、JA柏市が賃貸を可能にすることにより、地域社会に寄与することができると考え、規制の特例をご検討願いたい。 別様あり	D	-	農協法では、農協が行うことができる事業(農協の行為能力)を限定列举方式で規定しており、例えば、不特定多数の者を対象に行う不動産の賃貸事業については農協の事業として実施することができない。(農協の行為能力の範囲外)しかし、このことは、農協が附帯事業として、自己が保有する資産(不動産)の管理のために、当該資産を第三者に賃貸することまでを一切禁止する趣旨のものではない。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	制度の現状において、「JA不動産を第三者に賃貸することは附帯事業として可能」とされ、回答においては「農協の行為能力の範囲外」であり賃貸事業については不可でありながら、「附帯事業として管理のための賃貸までも一切禁止する旨ではない」と示されたが、「附帯事業として不動産賃貸が可能となる要件」等が不明確であるため、当該提案が実現できるか否かの判断ができない。今後、再開発事業を推進するに際しては、当該提案の可否が事業スキームにも大きな影響を及ぼすため、「附帯事業として可能な要件」をご提示頂けるようお願いしたい。	1071010	JA柏市、柏駅東口D街区第一地区市街地再開発準備組合	農林水産省
100060	農地転用許可に係る大臣への事前協議の廃止及び大臣許可基準の引き上げ	農地法第4条、第5条、附則第2項	農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。また、都道府県知事が2ha超4ha以下の農地転用を許可しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議。	農地法に基づき(農地転用許可)について、知事許可(2haを超え4ha以下)に係る事前協議を廃止するとともに大臣許可基準(4ha超)を8ha超に引き上げる。農地転用許可1件当たりの全国平均面積が7.5haのため、8ha超が適当な基準と考える。	事前協議の廃止及び大臣許可基準の引き上げにより、従来国の許可で事前審査等に要した時間が短縮され、事務処理の迅速化が図れる。また、転用許可基準の審査で、他法令の許可見込み等の協議・調整が円滑に行える。	農地転用の許可事務は法令化され、全国統一的な許可基準によって運用されており、県の自治事務として農地転用許可事務の厳格な運用は出来ると考える。優良農地確保は国と同様に県においても重要な事項であり、責任を持って適切に判断を行っている。対象面積で許可権限を区分することに合理的な基準はないと考える。4haは用排水処理の単位となる一団の農地(平均的な圃区)で、これの2倍(8ha)であっても周辺農地に与える影響等について、国が行う慎重な判断と同様に県が慎重に総合的な判断を行うことは出来ると考える。	C	-	農地転用許可権限の在り方は、国民に対する食料の安定供給と農業の多面的機能を維持するため優良農地を確保し、その有効利用を図る農地制度の根幹に関わるものである。国民への食料の安定供給のための優良農地の確保は国の責務であり、優良農地が含まれる可能性が高い大規模な農地転用については、国が、地域の実情だけでなく開発行為と距離を置いて客観的に、全国的な視野に立って総合的に判断する必要があると考える。なお、許可の判断にあたっては、都道府県の意見を踏まえて判断しているところである。総合規制改革会議第3次答申において、転用規制が厳格に運用されていない原因の一つとしては、規制の運用が地方行政に委ねられているためとの指摘を受けているところであり、また、まちづくり3法改正等の国会審議においても転用規制の厳格な運用が求められているところである。このようなことを踏まえ、農地転用許可権限の在り方については、引き続き慎重に検討する必要があると考える。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	農地転用許可事務は、平成10年に法令化され全国統一の基準により運用され、適正な運用を図っているところである。大臣への事前協議の取扱いは、許可基準が法令化されてから8年を経過しているが従前どおりであることや、地方分権の流れの中で、全国的には年々知事許可権限の市町村への移譲が活発に行われているところである。規制の運用が地方行政に委ねられているとの指摘に対しては、具体的な取扱い基準、厳守できるシステム等を示して頂くことにより、転用規制の更なる運用を厳格化し、その上で地方分権の推進を図るためにも、事前協議の廃止、大臣許可基準の引き上げをお願いしたい。	1080090	兵庫県	農林水産省
100070	鳥インフルエンザの病性検査に用いるHA型型同定用抗血清の県家畜保健衛生所への提供(鳥インフルエンザの病性検査を県家畜保健衛生所でも実施可能とする)	高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成16年11月18日付農林水産大臣公表)	家畜保健衛生所における検査で発生が疑われた場合、直ちに動物衛生研究所に検体を送付し、迅速に確定検査を実施している。	迅速かつ効率的に高病原性鳥インフルエンザを診断し、早期の防疫措置に着手するため、A型インフルエンザウイルスHA型型同定用抗血清を県家畜保健衛生所に提供する。	家畜保健衛生所で発育鶏卵培養法によりA型インフルエンザウイルスが分離された場合、速やかに高病原性鳥インフルエンザの病性検査が可能となるよう、HA型型同定用抗血清(H5及びH7)を県家畜保健衛生所に配布し、より迅速な防疫措置の着手が可能となる体制を確立する。	高病原性鳥インフルエンザを疑う事案に際し、県は速やかに当該農場のみならず周辺農場に対し移動自粛を要請する等、迅速に本病のまん延防止を措置する必要がある。しかし、高病原性鳥インフルエンザの診断となるA型インフルエンザウイルスHA型型の同定は独立行政法人動物衛生研究所(茨城県つくば市)で実施されており、家畜保健衛生所から動物衛生研究所までの検体搬送に時間を要するため、まん延防止措置の開始が遅れる。	C	-	1 家畜の伝染性疾患のうち、高病原性鳥インフルエンザをはじめとする、伝播力や病性が強く、早期発見と適切なまん延の防止が国際的にも重要視されている疾病の病原体(ウイルス)の同定や、性状確認等については、発生した場合における社会的・経済的影響が大きいこと、検査結果いかなるかは、全国的な防疫措置を図る必要があること、病原体の適正な取扱いが必要であること、国際的にも信頼される検査水準の確保が必要であることから、政府の機関である動物衛生研究所において一元的に対応する必要がある。2 鳥インフルエンザウイルスは他の疾病の病原体とは異なり、多くの血清型が存在し、かつ、同一のHA型型についても抗原性の異なる複数のタイプがある。さらに、その抗原性は変化し続けているため、同定は、世界的な流行状況を踏まえ、多種の血清を絶えず十分に整備し、遺伝子配列の解読等も併用して行うことが必要である。しかし、同定に使用する血清は市販されており、動物衛生研究所において作成している血清は高度に管理された特定の施設で多大な工程、時間を経て作成されているところであり、県の家畜保健衛生所等へ配布する量の作成は困難である。また、判定についても、ニューカッスル病ウイルスとは異なり、他のHA型型ウイルスとの交差反応性や、NA抗原によるH検査への影響を考慮して行う必要があり、熟練を要する。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	1 高病原性鳥インフルエンザは、伝播力や病性が強く、社会的・経済的にも影響が大きい家畜伝染病であることから、迅速的確な病性鑑定とまん延防止措置が重要であり、異常鶏の発生に際しては、県として速やかに原因究明を実施し、それが高病原性であるか否かの判断に基づき、発生農場周囲の地域において初動防疫を講じる必要がある。2 動物衛生研究所が確定診断及びウイルス性状の検査を行うことに異論はないが、発生農場における病性鑑定及び防疫措置は県が実施するものであり、可及的速やかな対応が求められる。このため、初動防疫の判断根拠として、家畜保健衛生所におけるHA型型(H5及びH7)の判定が可能となる体制が必要である。	1080100	兵庫県	農林水産省
100080	地図混乱地域における、地目変更登記申請要件の緩和			本人若しくはその代理人が行うこととされている。表題部に係る登記事項変更申請について、事業実施予定者が代行して行うことができるよう緩和する。条件として、地権者の同意を原則とするが、連絡がとれない場合には権利保全の観点から、次の4点を満たして実施する。通常の手続きを行っても地権者と連絡をとることができない土地であること。変更前には、変更の旨を公告し異議申し立てを受け付けること。変更は、事業に伴う一時的なものとし、事業終了後には、同一の地目と地積に復元すること。公共性の高い事業に限ること。	本地域では、排水不良などの生活基盤と、農業基盤の整備が要望されていることから、土地改良事業を計画している。地図混乱状態での導入は困難であり、規制緩和により整理したうえで事業化する。なお、地籍調査も進められているが、同様の理由により進捗は極めて遅く、早期の解決は期待できない。規制緩和の組み合わせとしては、民間企業等の農地利用集積を検討している。事業の区域として想定している地域は、国営農業水利事業により基幹水利施設が整備され末端整備が計画されている約1500haであり、地域の特性としては地図混乱地域である。	本地域は地図混乱地域であり、さらに複雑な土地利用形態であるため、あらゆる基盤整備の障害となっているほか、個々の地権者も分筆や相続等で苦慮している。かつて事業を断念しており、主な障害は2点ある。第一は登記目的で土地の売買が行われた部分があり、その後適正な手続きがなされておらず、所有者と連絡のとれない土地が多数介在しているため、各種手続きが実質上不可能となり推進できない。第二は海岸地域で防風林が散在しており、地目変更が不可欠であるが地図混乱地域において全地権者がそれぞれ変更資料を揃えて手続きを行うことは困難である。原因の解決が図れなかったため、農林水産省に対して事業採択要件緩和や運用緩和を要望したが例外は認められないとのことであった。	C	-	不動産登記法については、当省の所管ではないため対応できない。なお、土地改良法第5条第7項については、非農用地を土地改良実施地域内に含むことは、これらの非農用地の形状等を変更し、その価値に影響を及ぼすものであること等から、関係権利者の権利を保護する必要があるため、定められているものである。したがって、土地改良法第5条第7項に規定される建築物の敷地、墓地、境内地等の非農用地に係る関係権利者全員の同意について、特例を認めることはできない。	提案者は、長年土地改良事業の実施が望まれないが、地図混乱により実施が見送られている地域について、事業実施の方策を求めて提案しているものである。右提案者意見を踏まえ、同地域で土地改良事業の実施をすることができないか再度検討し、回答された。	本提案は不明者を含めて権利を保護するため、提案の4条件を課しているものである。本地域で実施している国営基幹水利施設は権利者不明防風林等の開畑を前提とした事業でもあり、弾力的運用ができないか再考願う。例えば権利者不明対象地の多くは防風林であるが、当地域では掘込水田という特殊な土地利用により、田畑を山林が筆毎に取り囲み、農業用施設としての機能を発揮している。このような防風林については、土地改良法施行令第1条の9に定める「通常土地改良事業の施行に係る地域に含めることが相当と認められるもの」に含め、関係権利者全員の同意を要する土地の対象外とみなすことはできないか。	1088010	波崎土地改良区	法務省 農林水産省
100090	バイオマス発電における遊休農地の活用促進	農地法第3条、第4条、第5条	耕作目的で農地の権利移動を行う場合には、農業委員会又は都道府県知事の許可が必要。	野菜ときの栽培のために借り入れた遊休農地の一部で炭焼き、バイオマス発電が行えるように規制を緩和されたい。	遊休農地を借り入れて、野菜ときの栽培を行う。借り入れた遊休農地の一部を使い、木質間伐材・チップ・ペレットを原材料とするバイオマスエネルギーの生産とバイオマス発電を行う。このため、借り入れた農地に、バイオマス発電に係る装置を設置し、運転したい。さらに、同時に炭焼き・木炭・竹炭・木酢液作りを行いたいので、その製造装置を設置したい。	多摩里山バイオマスエネルギーシステムでは、里山の自然環境や生物多様性の保全を目的とした森づくり活動と、これらの活動を通じて得られるバイオマスをエネルギーに変換し、活用するバイオマス・コージェネレーションシステムを検討し、その実践と農業を併せ行いたいと考えている。このため、遊休農地の借り入れを検討しており、借り入れ後は、野菜ときの栽培を行い、また、その農地の一部を活用してバイオマス発電装置等の設置を行いたいと考えているが、農地にこれら施設の設置を行うことができない。私には雑木林の管理と手入れにより生物多様性と自然生態系との調和・共生を図り、バイオマス・エネルギー生産による熱エネルギーの供給とバイオマス発電を行う等により、再生エネルギー使用への転換とCO2排出削減による地球温暖化防止に資したいと考えており、規制の緩和を求めたい。	D	-	について農地法第3条第2項各号の要件を満たす農業経営を継続的に行う者であれば農地の権利取得が認められることとなっている。なお、きのこ栽培においては、農地を耕作すると認められない場合には、農地法第5条の農地転用許可を得ることにより、栽培用地の取得が可能である。について良好な営農条件を備えている農地以外の農地であって、周辺の営農に支障がない等の要件を満たす場合、農地転用許可を得ることにより、装置を設置することが可能である。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答された。	農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定・移転を行う場合には、都道府県知事の許可(4ha超の場合には農林水産大臣の許可)が必要。	1095010	多摩里山バイオマスエネルギーシステム	農林水産省

10 農林水産省(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
100100	新規就農時における農地取得下限面積要件の廃止	農地法第3条第2項第5号 農地法施行規則第3条の4	農地法第3条に基づく農地の権利移動の許可については、取得後の農地の面積が、原則として50アール(知事が別に定めている場合はその面積)以上となることが要件となっている。 また、知事が設定する別段の面積については、平成17年より、新規就農者等の受入れの促進により農地の有効利用等を図る観点から、遊休農地その他の効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在し、かつ、農地の農業上の効率のかつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合には、下限面積を弾力的に定めることができることとなっており、本制度を活用し下限面積を10アールまで引き下げることが可能である。	農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第3条の4を改正し、新規就農時における農地取得下限面積要件を廃止する。	一定の要件を満たす地域において、新規就農時の農地取得下限面積要件を廃止する。このことにより、都市からの新規住民の受け入れを促進し、少子高齢化の進む地域での活性化を図る。また、中山間地域における担い手不足の解消、農地の保全につなげていく。	本市では、各地域が中心となり都市との交流を積極的に進めており、その参加者は年々増加している。近年では、こうした交流を通じて、Uターンを希望する団塊の世代や若者もいる。 こうしたUターン希望者の多くは、特別な機械等を必要とする稲作よりも、まずは畑作を中心とした農業を営みたいという意見が多数を占めている。しかし、現在の農地法では、取得下限面積が広すぎ、畑作を中心とした新規就農を志す者にとっては、とても高いハードルとなっている。今後、市として“空家バンク”を開設し、地域と一体となって積極的に新規住民の受け入れに取り組む上での障害となっている。 中山間地域が抱える担い手不足の解消や農地の保全、また、新規住民の受け入れによる人口増加、地域の活性化を促進するために、本市の中でも、特に一定の条件(別紙)を満たす地域において、新規就農時の農地取得下限面積の廃止を求める。	C	-	農地法は、農業の生産性が低く、農業で自立できないような小規模農地の権利移動等望ましくない権利移動を規制し、適正かつ効率的に農地を利用できる者が農地の権利を取得できるように誘導することを目的に許可制を採っている。 一定の地域の新規就農者に限って下限面積要件を廃止し、10アール未満の農地の取得を認めることは、零細で非効率的な農地利用を招くことになり、許可制の根幹に反することであるので、認めることはできない。			1098010	三次市	農林水産省
100110	土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業の拡大	土地改良法第15条	土地改良区は、その地区内の土地改良事業及び当該土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。	現行の土地改良法第15条の特例を設け、土地改良区が行うことができる事業を拡大する。	特区により、現行土地改良法第15条の特例を設け、事業に一定の条件を定め、収益事業を行うことができるよう提案するものである。	前回提案の際、土地改良区の性格から収益的の事業が認められないということでした。これにつき、現況、土地改良区は法に基づく強い公共的性格と権能をもつ法人であるが、諸情勢の変化から、組合員の求める公共性は土地改良法のそれと一致せず、また、このような状況から、公共性を有する団体であるがゆえに与えられた権能についても、現実と法との歪みを修正しないいうの行使は、多くの組合員に反感をかうものとなっています。このような中、三次市土地改良区にみる公共的活動は、整備事業に精通し、法的に安定した存在である土地改良区が、地域の農業構造改革の中心となって、緻密な計画に基づく斬新な生産・販売手法を率先して実践することであり、この活動を通じて、組合員の共感を得、賦課金についても十分な理解のもと徴収することが出来ると考えます。このことを実現するための法の特例措置を求めるものです。	C	-	土地改良区は、事業施行について当該地域内で事業参加資格を有する農業者等の3分の2以上の同意を得て、都道府県知事の認可を受けて設立されるが、設立されると不同意者も含めて事業参加資格者全員が「組合員」となる強制加入制が採られている。 また、組合員への賦課金により事業実施に必要な費用を賄っているが、土地改良区は賦課金の滞納者に対する強制徴収権も付与されている。 このように、土地改良区は土地改良事業の性格に基づく強い公共的性格・権能を持つ法人であることから、その業務の範囲は、こうした土地改良区の権能の下で行うことが不可欠な土地改良事業及びこれに附帯する事業に限定されているところであり、収益を伴う営利事業を認めることはできない。			1098020	三次市	農林水産省
100120	地域バイオマスの利用施設に関する特区	農業振興地域の整備に関する法律第3条、第8条、第11条、第13条 農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	土地の農業上の用途区分が「農業用施設用地」であれば、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設は、農用地区域内であっても立地することが可能である。 用途区分が「農業用施設用地」でない場合は、用途を「農業用施設用地」に変更する必要があるが、用途変更に係る土地の面積が1ヘクタールを超えない場合は、農業振興地域整備計画の変更の際に要する公告縦覧や知事への協議を行うことなく、市町村が変更することが可能である。	地域バイオマス資源をエネルギーなどに交換して利用しようとする場合、その集積が廃棄物収集業者に限定される。燃焼施設の設置が制限される。立地が制限される、などの制約があるが、これらの制約を取り除くことにより利活用を円滑に進める	地域バイオマスの利活用事業(バイオマスの変換利用事業)を実施する事業者に対して、次のような措置を講じる。廃バイオマスの有機収集の許可、当該施設の熱源として焼却施設を設置する場合、廃棄物処理施設としない、当該施設の農用地区域等への立地手続きを簡素化する	地域バイオマスの資源化(利活用)について、廃棄物処理事業者以外の各種ノウハウを持った事業者の買入が進み、地域経済が活性化するとともに、二酸化炭素の排出削減など地球温暖化防止効果などが期待される。	D	-	地域バイオマスの資源化(利活用)について、廃棄物処理事業者以外の各種ノウハウを持った事業者の買入が進み、地域経済が活性化するとともに、二酸化炭素の排出削減など地球温暖化防止効果などが期待される。			1109070	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	農林水産省 環境省
100130	外米(ミニマムアクセス米)の清酒用利用	加工原材料に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売等実施要領(平成16年4月1日15総食第925号農林水産省総合食料局長通知)第3	ミニマム・アクセス米(以下「MA米」)については、「加工原材料に係る政府所有ミニマム・アクセス米の定例販売実施要領」に基づき、月に1回の頻度で販売を行っているが、清酒及び酒造用アルファ化米等には販売を行っていない	輸入義務のあるミニマムアクセス米について、清酒および酒造用アルファ化米用へ販売用途に含める	ミニマムアクセス米について、低コスト化など消費拡大に繋がる新技術によることなどを条件に、清酒および酒造用アルファ化米用への販売を実施する	低コスト・高品質な日本酒の製造が可能となり、日本酒の消費拡大を通じた米の消費拡大、地域経済の活性化に繋がる	C	-	米については、その潜在的需給ギャップが大きいことから、主要食糧の需給と価格の安定に関する法律に基づき、生産調整を実施している。 19年産から、これまでのような行政が主体となるシステムから、農業者・農業者団体が主体となるシステムへ転換することになっており、現在、新システムへの円滑な移行が喫緊の課題となっている。 このような中で、MA米を清酒用及び酒造用アルファ化米用に販売する場合、MA米を販売した分は生産調整の拡大が必要となり、新システムへの円滑な移行の支障となりがねないので、認めることは困難である。			1109080	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	農林水産省
100140	森林組合による山林の所有	森林組合法(昭和53年法律第36号)第4条、第9条	森林組合法(昭和53年5月1日法律第36号、以下「法」という。)第26条第1項の規定により、保続培養及び生産力の増進を期するためにはその組合が自ら経営することが相当と認められる森林について、組合員の3分の2以上の同意を得た上で、組合自らが所有し経営することが認められている。 一方、森林組合は森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を目的として設立された協同組合であり、その行う事業については、法第4条において、「その行う事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであって、営利を目的としてその事業を行ってはならない」とされ、法第9条において具体的な事業が規定されているが、所有森林の証券化事業については規定されておらず、森林組合自らがこれを行うことはできない。	森林は国民の共有の財産であり、国土保全のみならず、最近では健康ツーリズムや畜産、農業など森林資源を使った多様なビジネスが展開され、それによって森林の活性化が期待できる。しかし、森林組合は、森林組合法で事業が決められているため、事業の自由度が低い、事業に必要な資金を集める方法として、不動産の証券化が多く見られるようになってきているが、現行法では、森林組合自身が不動産の証券化事業を行なうことができないため、都市開発等で成果が出つつある手法を林業現場に使うことができない、これを可能にしたい。	森林組合による山林の所有と証券化ビジネス	一般の経済活動において認められているビジネスノウハウ、人材が森林事業の現場にも導入されることにより、森林業の再生・活性化が促進される。	C	-	森林の経営費用をどのように調達するかは組合員の経営課題のひとつと考えられる。森林組合が、分収育林契約を締結することにより資金又は資産提供者に対して得られる収益を配分することが可能であるならば、森林組合が、経営資金を調達することを目的に組合員が証券化を行うことができるよう、特定目的会社に出資することは可能なのではないか、右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。			1109160	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	農林水産省

10 農林水産省(特区第10次 再検討要請)

管理コード	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	該当法令等	制度の現状	提案の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	提案事項管理番号	提案主体名	制度の所管・関係官庁
100150	海外支援物資の迅速な受け入れ体制の構築(国際防災協力特区)	家畜伝染病予防法 植物防疫法	我が国に輸入される植物については、海外からの植物に有害な病害虫の侵入を防止するため、植物防疫法第7条の規定により、指定された病害虫の発生地域からの寄主植物の輸入が禁止されている。 また、同法第8条により、植物を輸入する際には、指定した港あるいは飛行場から、検査を受けた上で輸入することとされている。 我が国に輸入される畜産物については、海外からの口蹄疫等の悪性伝染病の侵入を防止するため、家畜伝染病予防法第36条の規定により、輸入が禁止されている国・地域がある。 また、同法第40条第3項の規定により、輸入検査は指定した港あるいは飛行場で行うこととされている。	台湾・花蓮市等との取り決めにより輸送されることとなる海外支援物資等を受け入れるため、 税関、検疫及び入国管理といった関係各機関との事前協議に基づき、円滑に受け入れられるようにする。	与那国町と台湾・花蓮市防災当局等の間で防災及び災害支援の協力に関する取り決めを締結し、迅速かつ的確な災害支援体制を整備することが重要である。しかし、海外から支援物資(緊急支援物資、備蓄物資等)の受け入れには、様々な手続きが必要であり、政府機関の人員が常駐していないことから、関係機関と事前協議により対処できるようにする。また、地域防災計画に基づき、平時から防災研修、受け入れ訓練を行う。	インド洋大津波は、大規模災害には国境は無く、災害対策には近隣地域の協力が不可欠であるという教訓を改めてもたらした。 与那国町は、日本の最西端に位置し、那覇から509km離れているが、台湾とは111kmの距離にある。このため、国内での確実かつ迅速な体制整備は当然であるが、近隣の地域とも十分な協力体制を構築しておくことは、有意義・効果的であり、平常時の防災体制の強化と災害時の迅速な対応等が可能となり得る。与那国島に国際防災協力特区を設置し、姉妹都市である台湾・花蓮市等との間で国際的協力を行うことにより、住民の生命・財産の安全確保等に大きく寄与することが期待できる。	D	-	「農林水産省防災業務計画」において、動植物検疫は、「その緊急性にかんがみ、輸入及び国内での利用が円滑に行えるよう特段の配慮をするものとする。」としている。この趣旨を踏まえ、我が国への有害動植物及び悪性伝染病の侵入の可能性を回避できる物資について、あらかじめ生じうる問題と円滑な受け入れが可能となるように方策を検討すること(事前協議)は、現状でも可能である。	右提案者意見を踏まえ再度検討し、回答されたい。	1113020	与那国町	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 内閣府	